

財務マネジメント室要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和4年5月13日学長裁定)

財務マネジメント室要項の一部を改正する要項

財務マネジメント室要項（令和元年11月20日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後                                                          | 現行                                |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| (略)                                                          | (略)                               |
| (室員)                                                         | (室員)                              |
| 第7 室員は、次に掲げる者をもって充てる。                                        | 第7 室員は、次に掲げる者をもって充てる。             |
| (1) <u>事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）</u>                    | (1) 事務局次長                         |
| (2) 人事課長                                                     | (2) 人事課長                          |
| (3) 会計課長                                                     | (3) 会計課長                          |
| (4) 施設課長                                                     | (4) 施設課長                          |
| (5) 経営企画課長                                                   | (5) 経営企画課長                        |
| (6) その他財務担当理事が必要と認めた者                                        | (6) その他財務担当理事が必要と認めた者             |
| 2 室員は、室長の命を受け、財務マネジメント室の事務をつかさどる。                            | 2 室員は、室長の命を受け、財務マネジメント室の事務をつかさどる。 |
| (略)                                                          | (略)                               |
| 附 則                                                          |                                   |
| <u>この要項は、令和4年5月13日から実施し、改正後の第7第1項第1号の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u> |                                   |

【改正理由】

令和4年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。